現実をふまえた 個人情報保護の議論を

多智谷一昭氏 千葉大学副学長·法経学部教授

プライバシー保護や報道の自由といった観点から、個人情報保護法案や 住民基本台帳ネットワークに対する反対意見がある。高度情報化社会における権利保護のシステムは いかにあるべきか、千葉大学副学長・多賀谷一照氏は現実をふまえた検討の必要性を説く。

「個人情報」と「個人データ」

個人情報保護法案についての所 感からうかがいたいと思います。

多賀谷 まず肯定的に評価する部分で すが、よく工夫されていると感じたのは、 この法律ができることによって、個人情 報を取り扱っている既存の業者が直ち に立ち行かなくなることを避ける手当て がなされていることです。典型的にはオ プトアウト(本人の求めによる提供停止) の仕組みです。本人の同意なくして氏

名や住居など個人情報を取得している 住宅地図業者やデータベース事業者に はあらかじめ保有する情報の種類等を オープンにさせる。個々人には、自分の 情報を扱ってほしくなければ、停止させ ることができる権利を与える。その措置 を講ずることで個人情報取扱事業者を 存続できるようにしたことは、現状をふま えた工夫と言えると思います。

また、この法案の精緻さを示すものと して「個人情報」と「個人データ」の慎 重な区別があります。個人に属する情報 のうち、手書きのものを含めた個人情報 一般を「個人情報」という用語、それが 別されています。

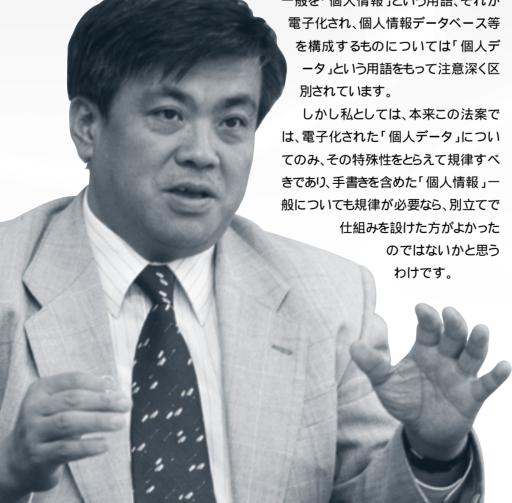
今回、メディアはこの法案にいっせい に反対を表明しましたが、反対意見のほ とんどは電子化された個人データではな く、一般の「個人情報」にかかるもので した。例えば「適法かつ適正な方法で 入手」という基本原則がメディアに適用 されることによって、報道の自由が侵害 される恐れがあるという反対がありまし たが、匿名による内部告発など、その恐 れがある取材活動の多くは手書きの「個 人情報」を対象とするものです。

OECDやヨーロッパ諸国は、脱法的な 行為を防ぐため、手書きの個人情報につ いてもある程度規定しているのは事実 ですが、率直に言って、今回の法案は、 いわば手書きの情報に規制をかぶせ過 ぎている印象を受けます。要は、この個 人情報保護法で保護すべき法益は何か ということです。個人の情報が電子化さ れることによって、大量に収集され、処理 され、流されることから生じる危険性に 対処するものであるとするなら、明確に そこに特化して、規律を設ける。つまり純 粋に営利的で個人データ(個人情報で はなく、を取り扱っている民間事業者を 規律の対象にするべきではなかったか と思います。

メディアの規律の必要性

別立ての仕組みでメディアを規制 する必要はあるとお考えですか?

多賀谷 この法案では、メディアは完全



に適用除外にして、人権保護という別の 観点から別立ての仕組みを設けるべき だと思います。メディアの活動は、営利を 目的として個人情報を取り扱う私企業の 活動とはまったく性格が異なるわけです。 メディアの場合、取材活動を通じて個人 情報を取得して、それが公表に値する と判断すれば、場合によっては本人の同 意なくして公にします。情報をオープン にされる取材対象者にとっては、時には 制裁的な効果があるわけで、この点、公 権力に近い。いわば第二の検察庁のご とき機能を有しているわけです。

ジャーナリストとしての倫理に則 して活動することを義務づけているはず です。

多質谷 しかし実態として、特にテレビ などは、視聴率に動かされているところ があるわけです。密告があった場合、それが真実であるかはどうか一応調べる が、たとえ疑いがあっても、特ダネと判断 すればオープンにする可能性がある。 メディアは表現の自由という特権を持って いる反面、個人のプライバシーを守る義務がありますが、現にその義務を守っていないと非難されることがある。 現行の日本の法体系にはありませんが、メディアは個人情報を慎重に取り扱い、個人を根拠なく誹謗中傷することがないよう、公権力に準じて規律すべきではないか。

具体的な方法としては、行政機関による検閲では、表現の自由を封殺することになりますから、第三者的な機関、市民の代表のオンブズマン的機関がメディアの個人情報の取り扱いをチェックすべきです。

報道の適法性については司法と いうチェック機能が存在しますが。

多賀谷 司法では時間がかかります。 公序良俗に反する表現、ヤラセによる報道といった場合にはペナルティがかけられるわけですが、そのような完全なる事後規制だけでなく、苦情処理機関など、もう少し積極的に個人の情報を保護する仕組みを考えるべきです。放送局にお ける番組審議会も、その中立性には問題があります。

また、これは日本の特徴ですが、主務 官庁というかたちで縦割り的な仕組みを 設けていることが、この法案のもう一つ の問題点だと思います。これまでのガイ ドラインも同様でしたが、それぞれの業 界、電力事業者なら経済産業省、電気 通信事業者なら総務省というかたちで、 それぞれの業法における主務官庁が、 当該事業に関する個人情報の主務官 庁になっています。特にこれまで主務官 庁がなかった新聞社や弁護士会という 立場からすれば、この法案は新たな規 制強化というかたちで受け止められるも のだったのでしょう。私は、新聞社が個 人情報をデータベースとして保有してい るのであれば、そういう分野についても 規律する必要性は認めますが、それは 既存の縦割り的発想で行うのではなく、 独立的、第三者的機関によって規律す るという欧米諸国型の仕組みを取り入れ た方がすっきりしたのではないか。少な くとも内閣府に独立的な組織を設けるよ うな仕組みを考えるべきではなかったか と思います。

個人情報の財産権的側面

民間部門における必要性につい てうかがいたいと思います。

多賀谷 情報の流れがボーダーレスになる時、日本だけが規制が緩く、刑事罰もかかっていないと、OECD理事会勧告やEU指令によって国際的な情報の流通から締め出されかねない。そのために民間部門を規律しなければならないということは多くの方が指摘される通りですが、その他、国内的な事情もあります。従来、民間部門のプライバシー保護は各省庁が所管する分野ごとガイドラインを定めて対処してきました。大手企業には効果も望めますが、アウトロー的分野については、強制力のないガイドラインでは到底効果は期待できません。現に個人情

報が闇で流通している事実があり、その 状況に対処するためにも、個人情報保 護法の立法は不可避と言えます。

先日、新宿区役所が住民票の申請者に対して運転免許証などで本人性を確認する決定をしましたが、それが全国の自治体で初のケースということでした。

多賀谷 業者が住民票から冠婚葬祭に関する住民の個人情報を入手する。 あるいは住宅展示場の駐車場にある自動車のナンバーを控えて、陸運局で持ち主を調べ、後日偶然を装って住宅のセールスをする。そのような実態があるわけです。

民間を規律するとき個人情報の 保護と利用のバランスをどう考えるべき でしょうか。

多賀谷 個人情報の概念の中には、人 格権的な側面とともに、財産権的な側面 があり、その二つを区別して議論すべき だと思います。

著作権には、著作者人格権と財産権としての著作権があります。例えば東山魁夷の作品を画商がコレクターに販売する時、財産として取り引きされており、東山魁夷本人も自分の作品の譲渡を阻止できません。しかし、その絵画を何人も勝手に改ざんしてはいけないという意味においては、人格権的権利が存在するわけです。つまり、譲渡可能性は認められるが、完全に権利が放棄されるのではなく、一定の人格権的権利は存在する。

個人情報も、知的所有権など他の無体財産権と同じように、もう一歩の論理構成が必要ではないでしょうか。高度情報化社会において、個人情報が財として流通することは止めようがない。であれば、個人情報が財産として取引されている事実は認めつつ、なおかつ守らなけ





ればならない人格権的権利が存在する。それをふまえて議論すべきではない かということです。

今の議論にはそのような視点が欠けているということですね。

多質谷 プライバシーは完全に本人に 属すべき権利で、資本主義経済には組 み込めないものであるかのように理解されているのではないでしょうか。市民は 自分の情報が実際上取引されていることを薄々知りつつも、そうあってはならな いと、正面からその事実を認めない。そ して個人情報は絶対的に守られなけれ ばならないと主張する。そういう事実を 無視した観念的な議論からは建て前論 しか出てきません。

個人情報保護法案が成立した 後、分野によって個別の立法が必要と思 われますが、その際もそういう視点が必 要ということになりますね。

多賀谷 医療情報、電気通信、信用情報など、それぞれ重要ですが、最もやっかいなのが医療情報でしょう。 問題は患

者の情報は誰のものかということです。 患者の体温や血圧といった客観的な情報は患者本人のものとしても、診断は医師による評価情報です。それをどう扱うか。著作権で言うところの著作隣接権のような権利を医師に認め、医師の利益を法的に保護することによって、医療情報をオープンなものにしていくことを考えるべきでしょう。

電気通信については、やはり通信の 秘密が最大の課題です。あらゆる情報が ネットワークに載り、あらゆるサービス・商 取引がネットワーク上で実施される時、プロバイダの守秘義務の問題は社会全体 の問題になります。さらに情報は国境を 超えます。通信の秘密、通信の自由をと るのか、国際的犯罪、テロリズムのチェックを優先するのか。私も戦前の治安維 持法の世界に戻りたくはありませんが、 情報セキュリティについて、耳を貸さず、 目をふさいでいられる時代ではありません。表現の自由を守れと言っているだけでは、安全な社会を期待できる時代では なくなりつつあるということです。

住基ネットの必然性

公的部門にとっての個人情報・個人データの価値、あるいはその利用方法 や保護の在り方についてどのようにお考 えですか?

多賀谷 住民基本台帳ネットワーク(以下、住基ネット)や2001年に施行された「電子署名及び認証業務に関する法律」「似下、電子署名法」が出てきた背景として、行政機関の対市民の業務が紙ベースで行われることがもはや時代錯誤になったことがあります。

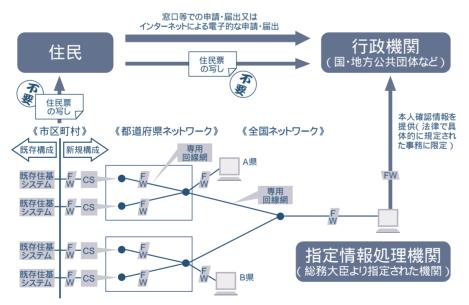
個人認証に関して例を挙げれば、印 鑑による本人性の証明があります。これ までは登録したものと相違ないか、視認 によって印影を確認していましたが、技 術の進展によって、印影から印鑑を再現 できる機械が登場しています。今、銀行 の預金通帳から照合印がなくなりつつ あるのは、通帳が第三者に渡って再現 印鑑により預金が引き出されるのを防ぐ 目的があるわけで、実印による個人の権 利保護が限界にきていることを如実に示 すものです。電子的なネットワーク社会 になる時、紙ベースの仕組みを維持しよ うとしても、もはやセキュリティの面で立 ち行かないのです。民間部門はどんど ん電子化していくのに、公的部門の行 政だけが電子化せず、従来の仕組みを 守ろうというのでは理屈に合いません。

今回、電子署名法によって、印鑑証明に代えて公開鍵暗号 ²方式による本人性の確認が可能になります。そのシステムを住基ネットと連動させるわけです。

セキュリティやプライバシーの観点から住基ネットに反対する意見があります。

多賀谷 住基ネットの4情報(氏名、生年

■ 住民基本台帳ネットワークシステム



CS(コミュニケーションサーバ):各市区町村に既に設置されている住民基本台帳事務のためのコンピュータ(既存住基システム)と住民基本台帳ネットワークシステムとの橋渡しをするために新たに設置するコンピュータ FW(ファイアウォール):不正侵入を防止する装置

出典:総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/)

- 1 電子署名及び認証業務に関する法律:電磁的記録の情報に本人による一定の電子署名が行われている時は、真正に成立したものと推定する規定で、対象を私文書に限定している。平成12年5月31日公布。平成13年4月1日施行。
- 2 公開鍵暗号:電子署名を行う際の技術。本人のみが知る「秘密鍵」と世の中に 広く公開する「公開鍵」の2種類の電子データが使われ、電子データに対して電子
- 署名する際には本人の秘密鍵が利用され、その電子署名が正しいことを検証する 際には公開鍵が使われる。
- 3 行政オンライン法案: 行政手続における情報通信の技術ポ利用に関する法案、 同法施行に伴う関連整備法律案、電子署名に係る地方公共団体の認証業 務に関する法律案を指す。

月日、性別、住所)は本人確認のため使 われ、国の他の機関は参照情報として 使います。関係法案の行政オンライン法 案 3が成立すれば、参照情報は200以 上追加になります。行政機関にとっては サービスの効率がよくなります。私人の 側にとっては、何らかの目的で二つの名 前で登録したり、別人に成りすますこと が難しくなります。国民総背番号制的に 個人情報がすべてさらけ出される懸念 からの反対があるようですが、住基ネッ トはあくまで本人性を確認するシステム で、情報は単に行って帰るだけで、すべ ての情報を集める仕組みではありませ ん。全情報を一カ所に集めれば、まさに 国民総背番号制的ですが、それはでき ないシステムになると私は理解していま す。その仕組みはかなり厳重で、外に漏 れないようになっています。住基ネットと 指定情報機関との間で流通するのは4 情報とコード番号、変更情報だけ。住基 台帳には17項目ありますが、そのデータ はそれぞれの各市町村のコンピュータの 中にあり、そこから指定情報処理機関に 送る情報を入れるパソコンの間に少なく とも二つのファイアウォールが設けられま す(左頁・図参照)。

アメリカの社会保障番号は当初、 社会保障の目的だけに使われることに なっていたにもかかわらず、なし崩し的 に民間の金融機関等が身元確認等に 利用するようになっています。

多賀谷 情報が行政内部にとどまらず、 民間に利用されるという懸念があれば、 まず個人情報保護法案の成立により、 民間事業者による個人データの恣意的 な利用に歯止めをかけるべきです。電 子署名法を通じて民間の業者が本人性 をチェックする時、住基情報を間接的に 受けられますが、それは本人性の確認 のみで、直ちに住基コードが外部に漏れ るわけではありません。やがて登場する電子パスポートも、そこからも個人情報・本人のコードが民間企業に流れない、民間の側で国民総背番号制的な利用をできないようにするシステムがとられるはずです。また、個人データでビジネスをしている民間事業者は、情報を相互に教え合って、総背番号的なデータベースをつくってしまうと、ビジネスにならないので、個人データの分散的管理は続くことになると推測します。無論ハッカーによる侵入というような技術的なリスクは残りますが、それはセキュリティを高めていく技術的な対処をするしかありません。

住基ネットの危険性が完全に払拭さ れないから、旧来の仕組みのままでいい というのは現実をふまえない後ろ向きの 議論です。本当にネットワーク化さえしな ければ、住民情報が役所から漏れない のかということです。現実として多くの自 治体では大型コンピュータは自治体職員 が処理しているのではなく、民間のベン ダーなどから派遣される技術者に任され ています。あるいは自治体が住民に配 布する印刷物も、データごと民間事業者 に渡し、印刷させ、発送させています。そ の際、情報が漏洩しないようにチェック するといっても自ずから限界があります。 ときに報道されるように、行政機関が保 有する個人情報は現実に流出していま す。情報を電子的に処理し、電子的にや り取りすることは避けられないのが時代 の流れですから、その事実を正面から 認め、どう規律するか考えるべきです。

行政の電子化を進める上で、日本にIT関連の技術者が圧倒的に不足しているという指摘があります。

多賀谷 将来、市町村が情報システム を使う場合、すべての市町村が技術者 を入れることになると膨大な人件費がか かりますから、現実として無理でしょう。 今、総務省はAPS 「によってオンラインで 市町村をサポートするシステムを考えて います。やがて情報システムで個人情報 が適正に利用されているかというチェックもオンラインで行われるようになってい くでしょう。現在の行政上の区分け、市 町村や都道府県は地理的範囲によって 区分されているわけですが、情報という のは行政区分どころか、国境さえ軽々と 超えるわけで、情報システムに対応する 仕組みは既存の地域による分権システムとは違うかたちをとらざるを得ないは ずです。

それはどういうかたちをとるとお考えですか?

多賀谷 その問題について考察した当初は、インターネット型、つまり市町村が存続して、都道府県が不要になるのかとも考えていたのですが、今回の認証システムのように求められる技術レベルが高くなれば、市町村では対応できません。都道府県中心、あるいはより集権的なシステムに近づくのかもしれません。いずれにせよ、ITによる行政情報の変容は行政組織の在り方そのものを大きく変化させていくことは間違いありません。

千葉大学副学長·法経学部教授

多賀谷 一照(たがやかずてる)

1971年東京大学法学部卒業。1978年同大学院を経て、千葉大学人文学部専任講師。1981年同大学法経学部助教授、1990年同大学同学部教授。2000年より同大学副学長。著書に『行政とマルチメディアの法理論』(行政法研究双書 10 / 弘文堂・1995)、『マルチメディアと情報通信法制』(共著/第一法規・1998)、『行政情報化の理論』(行政管理研究センター・2000)、『新たな時代における電波の有効利用の実現に向けて』(編集/電気通信振興会・2002)、『電子政府・電子自治体』(編集/第一法規・2002)など。

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

h-bunka@lec-jp.com

4 APS[Application Provider Service]: 個々の自治体がそれぞれアプリケーションソフトを、そのコンピュータに用意して組み込むのではなく、ASPがアプリケーションソフトを用意し、利用の必要な自治体に対し、利用の都度オンラインで機能を提供する方式を指す。

